

藤原為家の私家集書写

—素紙・枅形本を中心に—

はじめに

藤原定家は精力的に古典籍を書写したことが知られているが、その中には多くの私家集が含まれていた。それは自らの和歌研究であるとともに和歌の家として受け継いでいくものでもあった。その私家集書写の方法は、自らは冒頭や一部のみを書写するばかりで大部分を周囲の人々に書写させるか、あるいは全丁を任せたものも少なくない。それでもその写本には定家が本文を確認して訂正を加え、外題や奥書・識語を書き入れるので、本文としては定家の写本としての価値が認められるものである。こうしてできた書写を定家監督書写本と呼び、またこの方法は定家の父俊成から受け継いでいることも明らかになっている。

岸 本 理 恵

冷泉家時雨亭文庫にはこのような私家集が多く蔵されるが、俊成・定家の父子のものだけでなく為家によるものも確認されている。それらは冷泉家時雨亭叢書『平安私家集十一』⁽¹⁾に八集が集録され、各集の解題とは別に「為家本私家集について」として総合的な解説も付される。同書所収『小大君集』の解題や『冷泉家の秘籍』⁽²⁾には「為家監督書写本」との言及も見られるが、冷泉家時雨亭叢書（以下に『叢書』と略す）が順次刊行されている途中のものであり、為家の私家集書写についてはその後取り立てて研究されてこなかったように思う。そこで本稿では、『平安私家集十一』に収載された私家集八点（次の①～⑧）と解説に言及のある四点を加えた十二点を手始めとして為家の私家集書写活動の様子を以下に整理し、今後の研究の基礎としたい。

一、各集の書誌と特徴

『平安私家集十二』に収載・指摘された私家集十二点について、『叢書』等の解題に基づき簡単な書誌と特徴を以下に示す。

①興風集 七十四首本

縦一七・〇、横一六・一センチ、綴葉装一帖。本文は一丁裏〃八丁裏。一面十一〃十二行、一首二行書とするが巻末一首は散らし書き。表紙は後補、内題は中央に「おきかせ」と直書、本文同筆。

②興風集 二十一首本

縦一四・八、横一四・六センチ、綴葉装一帖。本文は一丁裏〃三丁表。一首二行書。外題は表紙中央やや上部、内題は本来の見返し裏の中央に、それぞれ「おきかせ」と直書にて記す。①『興風集』七十四首本に一致する点多く、該本を先に書写し始めたものの途中でやめてしまつて①七十四首本を写し直して完成させたらしい。両本は字の趣は異なるが同筆とみられている。

③実方中将集 素紙本

縦一六・三、横一五・六センチ、綴葉装一帖。本文は一丁表〃四十丁裏。一面九行、一首二行書、巻末一首は三行に折り返す。表紙は後補。内題は扉中央に「さねかたの中將のしふ」と直書。

本文は『叢書』解題に「為家の近辺の者が為家の書風に似せて書いたものであろう」とある。確かに、為家の筆の特徴をよく捉えるが線が細く女性的な印象がある。①『興風集』七十四首本や④『小大君集』二十四首本に比して伸びやかな筆は、一面の行数が少ないためであろうか。なお、本文は二筆からなる。

④小大君集 二十四首本

縦一七・〇、横一六・一センチ、本文は一丁表〃五丁表。一面十一〃十二行、一首二行書。表紙の中央やや左寄りに「小大君」と直書。俊成監督書写本「小大君集」を親本として書写されたもので、外題「小大君」は位置も筆跡も酷似している。本文の筆跡について、『叢書』解題では、「本卷所収の『興風集』『伊勢大輔集』『肥後集』『二条太皇太后宮大弐集』と同筆」であり、為家の監督下に書写されたものとする。ただし、『冷泉家の秘鑑』解説には「為家の手になるものと認められる」とある。この筆跡については後述する。

⑤伊勢大輔集 枳形本

縦一四・七、横一四・六センチ、綴葉装一帖。本文は一丁表〃二十二丁表。一面十一〃十二行、一首二行書だが巻末一首は三行に書く。外題は表紙中央に、内題は扉裏やや右寄りに「伊勢大輔」と直書。どちらも為家の手とみられる。本文の筆跡は『叢

書』解題に「為家の近辺にいる者が、為家の書風に似せて書写したものとみるのが穏当なところであろう」とある。

⑥肥後集

縦一三・八、横一四・九センチ、大和綴一帖。本文は一丁表～三十二丁表。一面十一～十三行、一首二行書、巻末の一首は三行に書く。外題は表紙中央に「肥後集」と直書、内題なし。本文は二筆に分かれ、『叢書』解題ではいずれも「為家風」とするが、『冷泉家の秘籍』では外題と本文第二筆が為家筆とする。

⑦二条太皇太后宮大式集

縦一四・四、横一三・八センチ、綴葉装一帖。本文は一丁表～三十五丁裏。一面十一～十二行、一首二行書、巻末の一首は三行に書く。外題は表紙中央に「二条太皇太后宮大式集」と直書、内題なし。本文の筆は為家とされている。

⑧安芸集

縦一七・〇、横一六・四センチ、綴葉装一帖。本文は一丁表～十丁裏。一面十～十三行、一首二行書、巻末の一首は四行に散らす。外題は表紙中央左寄りに「安藝」、右下に小字で「郁芳門院」と直書。本文の筆は二筆からなり、『叢書』解題では前半を為家とする。

⑨一宮紀伊集（穂久邇文庫蔵）³⁾

縦一五・三、横一五・五センチ、綴葉装一帖。本文は一丁表～十四丁表。一面十一～十二行、一首二行書。外題は表紙左寄りに上部に定家風の文字で「一宮紀伊」と直書。本文は「いわゆる為家風の筆致」で「定家周辺の者の筆であろう」と解題にある。

⑩隆房集⁴⁾

縦一四・八、横一四・六センチ、綴葉装一帖。本文は一丁表～三十八丁表。一面九～十一行、一首二行書。外題は原表紙、中央に「荒玉年月」、左端上部に「隆房集」と直書。内題なし。本文の奥に数行分の空白を置いて「四条大納言^{隆房卿}集也」とある（三十八丁表）。なお、本文は二筆からなる。

⑪海人手子良集 唐紙本⁵⁾

縦一二・九、横一二・八センチ、大和綴一帖。本文料紙は具引地に雲母で、小菊・市松・花丸文散らし模様を刷りだした唐紙。本文は一丁表～十八丁表、第十七丁はもとの料紙は失われ江戸期に白紙が補われている。一面九～十行、一首三行書、巻末など一部に散らし書きあり。後補表紙・原表紙があるが外題はいずれも後世の筆、見返しの「海人手子良集」「大納言」は本文と同一の筆とみられている。

⑫後鳥羽院百首⁶⁾

縦一二・九、横一二・二センチ、綴葉装一帖。本文料紙は具引地

に雲母模様を刷り出した唐紙で、その模様は市松（第一括）・菊花（第二括）・カタバミ（第三括）・桜花（第四括）を散らす。

⑪『海人手子良集』とほぼ同装。本文は一丁表く十九丁裏。一面九行、一首三行書、卷末十八丁裏からは歌を散らして書く。前表紙左に本文とは別筆で「後鳥羽」とある。表紙裏に文字が書かれていた痕跡はあるが剥落して判読できない。

上記のうち⑪『海人手子良集』・⑫『後鳥羽院百首』については『叢書』解題で為家との関連に言及することはない。けれども、小菊等を刷り出した唐紙が使用されており、為家本『大和物語』を想起させるものがある。ただし、『大和物語』とこれら二集との唐紙は趣こそ似通うが全く同じではなく、同一の料紙というわけでない。冷泉家時雨亭文庫蔵『桂大納言入道殿御集』⁷⁾にも、文様は一致しないがやはり似た唐紙が用いられており、これらについては少し丁寧な検証が必要である。また、⑬『海人手子良集』・⑭『後鳥羽院百首』は大きさや書写の様子などがほぼ同じであるのに対し①～⑩はやや大きく、素紙で一首二行とするなど異なる点が多い。よって①～⑩の写本群とはいったん区別し、まずは①～⑩の枡形・素紙の写本について考察を進めていくこととする。

二、書写の特徴

上記①～⑩の写本について、書写の特徴を大まかに整理しておこう。料紙は装飾のない楮紙（③『実方中将集』素紙本は鳥の子）、大きさは概ね縦横十四～十七センチ程度の枡形本である。一面に十一行前後を詰め、十三行を詰める面もある。しかも、いずれも為家の特徴をよくする筆でつぶつぶとして小ぶりな字で書かれるので、あまり勢いのないおとなしく物静かな印象である。

一首二行書を基本とし、卷末の一首を三行書または散らし書きにするものが、①『興風集』七十四首本・③『実方中将集』素紙本・⑤『伊勢大輔集』枡形本・⑥『肥後集』・⑦『二条太皇太后宮大弑集』・⑧『安芸集』に見られる。卷末一首の散らし書きは俊成監督書写の坊門局筆本『元輔集』など一部に見え、定家監督書写本においてはほとんどなく、特徴的といつてよい。なお為家の写本のうち、『七社百首』⁸⁾では卷末三首を『保延のころほひ』⁹⁾では卷末一首をやはり三行に散らして書いている。この『七社百首』『保延のころほひ』は、卷子装であったり横本であるなどやや趣を異にしており、成立事情や為家との関係が他の私家集とは異なるので本稿の考察からはひとまず除

いて扱うが、『七社百首』は為家自身の詠じた奉納百首、『保延のころほひ』は俊成の詠草であり私家集と同じに扱ってよい内容をもつ。本文の筆について詳しくは次に述べるように、為家の真跡とされる資料の中でも特に字がつぶつぷとしておとなしいのが特徴的であり、これら二点の筆は①～⑩の私家集と全体のリズムもいくつかの文字の特徴も極めて近いものがある。

また、①～⑩には既に指摘があるとおり親本の判明しているものが二点ある。これらの親本との比較について、④『小大君集』二十四首本は『叢書』解題で、俊成監督書写本の「副本として」制作されたが「複製本的な忠実さではなかった」と指摘されているように、本文こそ忠実に書写するが、それ以外のことは変更点が多く、臨模のようなものでは全くない。具体的には、親本の俊成監督書写本は縦横約一三センチの枳形本で一面に九行を詰めるのに対し、④『小大君集』二十四首本は縦一七・〇、横一六・二センチと一回りほど大きく、一面に十一行前後を詰める。当然ながら、字配りや改行・丁替えの箇所も異なり視覚的に全く異なるものとなっている。文字も為家的なつぶつぷとしたものとなり、仮名と漢字の変更、仮名の字母の変更はしばしばある。

⑤『伊勢大輔集』枳形本が親本とした定家監督書写本『伊勢

大輔集¹⁰』は、縦二一・七、横一三・八センチ、珍しく縦長の小四半であるが、該本は約一五センチ四方の枳形本と大きく変更して書写する。本文としても④『小大君集』二十四首本と同様に仮名と漢字の変更、仮名の字母の変更は多々あるし、文字の特徴や改行・丁替えの箇所も保存せず、やはり複製本をめざすようなものではない。

④『小大君集』二十四首本と⑤『伊勢大輔集』枳形本は、いずれも本文内容は忠実に伝えるが、本の形や文字の特徴・文字遣いなどを伝える意図はなく、臨模のような複製を目的としていない。同じレベルで製作された副本ということが言える。副本というよりは別の私家集群として蔵するための新たな書写のようにも見える。

ちなみに、①『興風集』七十四首本は俊成監督になる坊門局筆本と歌がほぼ一致するが、末尾に九首を追捕したものとされている。したがって坊門局筆本との関係は深いが直接の転写であるかどうかは不明。漢字の使用や字母、改行箇所など一致しない点は多く、坊門局筆本が小四半本であるので形も異なる。しかも、内題の書きようや集付は坊門局筆本ではなく定家監督本と一致する点が見られる。坊門局筆本は、五十五首のうち冒頭から三十八番歌までとその後四十九番歌からの四首は定家監

督書写本と歌順が一致する。副本というより新たな写本としての制作であれば、坊門局筆本を親本として写しつつも定家監督本の集付や親本にない歌を巻末に増補するなど多少の手を加えた形で作り上げるといふこともあったのではないか。定家の書写においても、『公忠朝臣集』¹¹は冷泉家時雨亭文庫に蔵される平安写本との密接な関係が指摘されるが、本の大きさや仮名遣いなどに相違点が多い。単純な書写ではなく定家による大幅な校訂の結果として、しかも『仲文集』と同装で作成したものとされている。¹²

定家は同一歌人の家集でも系統の異なるものを求めるなど、基本的には幅広く和歌を集めて私家集を書写したことが知られている。既に架蔵の平安写本や俊成監督書写本に表紙を付けて外題を認めたり、集付や本文訂正の筆を加えたことが確認できる。受け継いだ本を整理しつつ自らのものとして利用していたようである。これらを受け継いだ為家は収集・整理は続けつつも、新たな整備として副本作成を行っていた様子が、④『小大君集』二十四首本・⑤『伊勢大輔集』枳形本・①『興風集』七十四首本の三集からうかがえるのである。

三、本文の筆

さて、その本文の筆について『叢書』解題では、⑦『二条太皇太后宮大式集』と⑧『安芸集』の第一筆目のみが「為家と思われる」と明記するが、その他については為家風の筆をよくする為家側近の者という見解が多かった。④『小大君集』二十四首本の解題では①『興風集』七十四首本・④『小大君集』二十四首本・⑤『伊勢大輔集』枳形本・⑥『肥後集』・⑦『二条太皇太后宮大式集』は同筆で為家監督下すなわち為家以外の者の書写としていた。一方⑦『二条太皇太后宮大式集』の解題では為家としていたので、見解が一致していない。『冷泉家の秘籍』では、④『小大君集』二十四首本・⑥『肥後集』の第二筆目を為家としている。また、朝日新聞出版のホームページ「冷泉家時雨亭叢書総目次」においては「平安私家集 十二」収載される①『興風集』七十四首本・⑧『安芸集』について、次のように掲載する。¹³

興風集 七十四首本〔藤原為家筆〕
興風集 二十一首本〔藤原為家筆〕

実方中将集 為家監督書写本〔藤原為家監督書写〕
小大君集 為家筆本〔藤原為家筆〕

伊勢大輔集為家監督書写本〔藤原為家監督書写〕

肥後集〔藤原為家等筆〕

二条太皇太后宮大式集〔藤原為家筆〕

安芸集〔藤原為家等筆〕

とすると、特に①『興風集』七十四首本・②『興風集』二十一首本・④『小大君集』二十四首本・⑦『二条太皇太后宮大式集』は為家の真筆、⑥『肥後集』・⑧『安芸集』は真筆部分を含むということになる。④『小大君集』二十四首本について『冷泉家の秘籍』では、「069統後撰和歌集」や〔73保延のころほひ〕と同筆で、為家の手になるものと認められる」としている。確かに、「保延のころほひ」や『七社百首』とは同筆とも見えるように思われる。ただし、為家の私家集書写を俊成や定家の私家集書写活動を受け継いだものとして考えるとき、これら四つの集を全丁為家の真筆とするにはいささか躊躇をおぼえてしまうのである。

というのは、俊成や定家の書写した私家集は、ここに挙げた為家の私家集よりも多く現存しているのに、全丁が俊成または定家の真筆になる私家集はごく稀である。①～⑩の私家集は大きさが一五センチ前後の枡形で素紙を用いており、俊成や特に定家の書写した私家集、すなわち為家が定家から継承したもの

と同じなのである。つまり、歌の家として研究し、蔵して伝えていくための家の本として、継承した蔵書に加えられるものとしての書写である。だからこそ、監督書写という方法が取られたと思われる。貴顕への献上など特別な理由があれば自ら全丁を書写する場合もあるかもしれないが、そうでなくて為家自ら多くの写本において全丁を書写するというのは、俊成や定家の例に鑑みてあり得ないように思われる。

『七社百首』は『叢書』解題において、冒頭序文と立春詠（一丁裏～二丁裏）は為家で、以下の和歌の大半は為家に酷似しているが全体に伸びやかであり別筆という。しかし、『叢書』の影印ではほとんど区別が付かず、『冷泉家の秘籍』に掲載される鮮明なカラー写真によって漸く納得がいく程の違いしかない。『七社百首』は弘長元（一二六一）年二月のものと考えられるが、同じく弘長元年の奥書をもち為家の筆される『大和物語』¹⁴の第一筆目のゆつたりとしてのびやかなさまとは趣が異なる。また、為家自署のある『統後撰和歌集』¹⁵は建長七（一二五五）年五月写で『大和物語』等よりも六年早い書写であるのに硬直した筆で、さらに一首一行書のため小さくつぶつぶとしている。

つまり、為家の筆は俊成や定家ほどの強烈な特徴がないうえ

に、場合によって伸びやかであったりつぶつぶとしていたりという幅もある。おそらく勅撰集・私家集・物語などの内容の違い、あるいは写本の大きさや行詰めの状態などによる影響がありそうである。そのような為家の筆と、為家風をよくする側近の筆の区別について、なお慎重な判断が必要であろう。

ただ、稿者は今その判断基準を持っていない。けれども①②⑩の私家集の筆について今できる整理をしておきたい。①『興風集』七十四首本・②『興風集』二十一首本・④『小大君集』二十四首本・⑥『肥後集』・⑦『二条太皇太后宮大式集』・⑧『安芸集』の朝日新聞出版ホームページ「冷泉家時雨亭叢書総目次」において為家筆とされた集について、為家の真筆かどうかはいつたん置いて、類筆として一つのグループ化はできる。そしてこれには⑤『伊勢大輔集』枅形本や⑨『一宮紀伊集』も入れてよい。ただしこのグループの中でも、①『興風集』七十四首本・②『興風集』二十一首本・④『小大君集』二十四首本・⑥『肥後集』(第二筆)は特に近しく、⑤『伊勢大輔集』枅形本・⑦『二条太皇太后宮大式集』・⑧『安芸集』(第一筆)・⑨『一宮紀伊集』とは区別があるかも知れない。これに比べて③『実方中将集』素紙本・⑩『隆房集』は、為家の特徴を有するが①『興風集』七十四首本等の類筆とは少し遠く、それぞれ異なる筆であ

る。この二集が一面に九行十一行を詰め、他に比べてややゆったりとした書写であることも関係するものであるうか。実はこの二集は唐紙を用いた⑪『海人手古良集』・⑫『後鳥羽院百首』に同筆とみられるものがそれぞれある。これにより⑪⑫も為家監督のもとに書写されたものであると確認できるが、料紙の問題と合わせて別稿を予定している。

四、『肥後集』第一筆と『安芸集』第二筆

ここで注目しておきたいことがある。⑥『肥後集』と⑧『安芸集』がそれぞれ二筆による書写となっていることである。⑥『肥後集』は冒頭から七丁表十行目までとそれ以降で筆が異なり、この第一筆目について、『叢書』解題も『冷泉家の秘籍』も為家に似るが別人とする。そのとおり、為家のものではないが小ぶりなつぶつぶとした字は為家風であるし、例えばいくつかの平仮名「の(能)」や「や」などが扁平なものであるなど、一文字ずつを見ると為家とされる集に特徴的なものが見える。しかしそれでいて同時に、一文字ずつが途切れがちで滞りぎみ、部分的に極端に太くまた極端に細いというように肥瘦の差が著しくつきりとした文字である。これは定家の筆の特徴を思わ

せるものがある。⑧『安芸集』も七丁裏の最後二行あたりから後半が前半と筆の趣が異なるが、この第二筆目が為家風でありながらやはり定家風の趣なのである。

例えば、これら⑥『肥後集』第一筆目と⑧『安芸集』第二筆目では【図1】に示した平仮名「な(奈)」が目立つ。「な(奈)」には様々な崩し方があるものの、この字形が多用されやや強調されているように見える。この字形は【図1】左側に挙げた定家監督書写本（側近筆）によく見えるものに似る。この他、【図2】「ひ」が滞りがちで細く角張ってやや不自然であるのも、

【図1】「な」の比較

定家側近筆	⑧第2筆	⑥第1筆
金槐和歌集	金槐和歌集	肥後集
有房中待集	安元御賀記	源氏物語花散里
源氏物語花散里	物語二百番歌合	物語二百番歌合

【図2】「ひ」の比較

⑥1047	⑥1010	⑥1072	⑧1047	⑧1074

為家筆とされる部分にはなくこの二筆が共有する特徴であるらしい。それぞれの集において二筆が別人によるのか同一人物が異なる風に書き分けたのか定かではないが、いずれもあえて定家風に書いているようである。

俊成や定家の監督書写本においては冒頭や末尾に数行から数丁を俊成や定家が書写することは珍しくない。為家の写本も『大和物語』は冒頭が為家で後を別人が書写している。しかし、この二集の為家の特徴を持ちつつも定家風の筆であるというのは、それらとは少し質が異なると見るべきである。特にもう一方の筆を為家真筆と見るならば、為家と、為家風でありながら定家風な筆との二筆による書写ということになる。

この二集の親本は不明であるが、仮にその親本が定家と側近によって書写された写本でその定家筆部分を伝えようとしているものであるかという点、そうではないと思われる。親本が定家監督書写本に特定できる⑤『伊勢大輔集』枅形本では、親本は全て側近筆であるものの途中で筆が変わる部分がある。しかし⑤『伊勢大輔集』枅形本は全体が臨模のような書写ではないように、この部分もやはり特に筆を変えることがなく、親本の文字の趣を伝えようとはしていない。先に述べたように、本の形や漢字や仮名遣いなどさえ伝えていないものである。④『小

大君集』二十四首本においては親本が俊成監督書写本であるが、本文は忠実に写しているものの文字は①『興風集』七十四首本と同筆と見てよいものであつて親本の文字の趣を残してはおらず、漢字の使用や仮名の字母、行詰めや改行箇所なども保存しない。また、定家監督書写本において定家が書写を分担する場合、現存資料においては全て冒頭からであつて後半を定家が書写するものはないのである。したがつて、⑧『安芸集』第二目の定家風な部分が、親本において定家筆であつたためにその趣を伝えていることはなささうである。

ただ、これらの外題や内題については、親本との関係に意味を見出せるかもしれないと思う。というのも、①『興風集』七十四首本は先に述べたように親本そのものは不明であるが、内題を丁の中央に平仮名で記す「おきかせ」は、位置や字の勢い、仮名の字母が定家監督書写本『興風集』と一致する。集付の様子も、坊門局筆本には集付がなく定家監督書写本に一致しており関係が見えている。⑤『伊勢大輔集』柝形本では内題について『叢書』解題が「為家のものと見てよい」とするように為家と思われるのだが、「伊勢大輔」と書く位置が中央よりやや右下であるのは、親本の様子を伝えているようにも見える。

④『小大君集』二十四首本では、外題は親本である俊成監督

書写本と位置も筆跡も酷似している。これは『叢書』解題に指摘があるように、為家が表紙を作成した際に同じ表紙を親本にも付けたものであるらしい。各々の集に適合する外題ではなくあえて同じ表紙を付けたのは、書式等は変えてしまったとしても外題や内題は親本の趣を伝えようという意図があつたと考えられさうである。

とすると、⑥『肥後集』⑧『安芸集』はいずれも外題が定家風のほつてりとした字で書かれているのも、親本は不明ながら定家本との関わりを何か示すのではないか。本文の定家風の筆は定家筆部分を伝えているものではないとしても、外題とあわせて親本が定家とかかわりあるものであつたことを示しているのかもしれない。

おわりに

以上十点の為家の私家集について考察してきた。これらの集は一五センチ前後の柝形本で装飾のない素紙を使用する点、俊成や特に定家の残した私家集と同様である。加えて、外題等は自ら認めつつ本文には複数の人を書写に動員しているという点、本文の筆が為家に酷似する点で、監督書写も引き続きおこ

なっていたことが確認できる。すなわち、これらは為家監督書写本と認められるものである。筆跡について為家自身がどこまで関わったかの認定は今後の課題であるが、書写に関わったのは為家の筆の特徴をよくする人々であった。俊成・定家の場合もそれぞれの特徴を反映した筆ではあるけれど、一見して別筆と判断でき、それぞれの違いを認定できるものがほとんどである。また、為家の書写は家の本を親本に、副本もしくは新たな写本として制作されたものが複数ある。受け継いだ蔵書を更に拡充し整えていく姿勢であろう。

俊成や定家の残した写本はそれぞれ多く、そこから判断すると、為家もさらに多くの私家集が書写したはずである。本稿ではいったん区別した⑩『海人手子良集』⑪『後鳥羽院百首』や、その他にも為家筆と伝えられる写本、古筆切など多くのものを今後認定していくことができると考えている。⑩『海人手子良集』・⑪『後鳥羽院百首』のように唐紙を用いた書写などは、目的などの異なるものかもしれないが、料紙や写本の形など幾つかのグループ分けが必要ではないかと思う。その中の一つとして、本稿では素紙で枳形の本を手始めとして考察した。

(注)

(1) 冷泉家時雨亭叢書六十三『平安私家集十二』(朝日新聞社、二〇〇七年)。解題の執筆は、田中登「為家本私家集について」『実方中将集』伊勢大輔集「二条太皇太后宮大弐集」、片桐洋一「興風集七十四首本」『興風集二十一首本』「小大君集」、鈴木徳男「肥後集」『安芸集』。

(2) 『冷泉家の秘籍』(朝日新聞社、二〇〇二年)。

(3) 日本古典文学影印叢刊8『平安私家集』(貴重本刊行会、一九七九年)所収。解題では外題について「藤原定家筆とみられる」とある。

(4) 冷泉家時雨亭叢書二十六『中世私家集二』(朝日新聞社、一九九五年)所収。

(5) 冷泉家時雨亭叢書二十『平安私家集七』(朝日新聞社、一九九九年)所収。

(6) 冷泉家時雨亭叢書二十九『中世私家集五』(朝日新聞社、二〇〇一年)所収。

(7) 冷泉家時雨亭叢書二十六『中世私家集二』(朝日新聞社、一九九五年)所収。

(8) 冷泉家時雨亭叢書十『為家詠草集』(朝日新聞社、二〇〇〇年)所収。

(9) 冷泉家時雨亭叢書二十七『中世私家集三』(朝日新聞社、一九九八年)所収。

(10) 冷泉家時雨亭叢書十七『平安私家集四』(朝日新聞社、一九九六年)所収。

(11) 大東急記念文庫善本叢刊中古中世篇『和歌三』(汲古書院、二〇〇三年)。

(12) 冷泉家時雨亭叢書十五『平安私家集二』(朝日新聞社、一九九四年)所収の『公忠朝臣集』解題、および『冷泉家の秘籍』解説の片桐洋一「俊成・定家の私家集書写」。

(13) 朝日新聞出版ホームページ
https://publications.asahi.com/original/shoseki/reizei/04_shumi (二〇一八年九月二〇日閲覧)

各集には「鎌倉時代中期写 重要文化財」と記載があるが省略して掲出した。なお、『隆房集』『海人手子良集』『後鳥羽院百首』には「為家筆」等の記述はない。

(14) 尊経閣叢刊『大和物語』(育徳財団、一九三六年)。

(15) 冷泉家時雨亭叢書六『続後撰和歌集 為家歌学』(朝日新聞社、一九九四年)所収。

〔付記〕 図版掲載を許可くださいました諸機関に御礼申し上げます。

ます。なお、本稿はJSPS科研費(16K02370)の助成を受けたものです。

(きしもと りえ／尾道市立大学准教授)